

六日町あいあい 特別養護老人ホーム 料金表 (平成31年1月1日現在)

1. 以下が基本料金となります。

【利用者負担 第1段階】

要介護度区分	施設サービス費	食費	居住費	合計/日	合計/30日
要介護 1	636	300	820	1,756 円	52,680 円
要介護 2	703	300	820	1,823 円	54,690 円
要介護 3	776	300	820	1,896 円	56,880 円
要介護 4	843	300	820	1,963 円	58,890 円
要介護 5	910	300	820	2,030 円	60,900 円

(単位:円)

【利用者負担 第2段階】

要介護度区分	施設サービス費	食費	居住費	合計/日	合計/30日
要介護 1	636	390	820	1,846 円	55,380 円
要介護 2	703	390	820	1,913 円	57,390 円
要介護 3	776	390	820	1,986 円	59,580 円
要介護 4	843	390	820	2,053 円	61,590 円
要介護 5	910	390	820	2,120 円	63,600 円

(単位:円)

【利用者負担 第3段階】

要介護度区分	施設サービス費	食費	居住費	合計/日	合計/30日
要介護 1	636	650	1,310	2,596 円	77,880 円
要介護 2	703	650	1,310	2,663 円	79,890 円
要介護 3	776	650	1,310	2,736 円	82,080 円
要介護 4	843	650	1,310	2,803 円	84,090 円
要介護 5	910	650	1,310	2,870 円	86,100 円

(単位:円)

【利用者負担 第4段階】

要介護度区分	施設サービス費	食費	居住費	合計/日	合計/30日
要介護 1	636	1,800	2,840	5,276 円	158,280 円
要介護 2	703	1,800	2,840	5,343 円	160,290 円
要介護 3	776	1,800	2,840	5,416 円	162,480 円
要介護 4	843	1,800	2,840	5,483 円	164,490 円
要介護 5	910	1,800	2,840	5,550 円	166,500 円

(単位:円)

◇ 食費及び居住費については、住民税の課税状況等により以下の通り減額されます。

対象者		区分	食費/日	居住費/日
生活保護受給者		利用者負担 第1段階	300円	820円
市 非 課 税 者	老齢福祉年金受給者			
	合計所得金額+課税年金 収入が年額で80万以下	利用者負担 第2段階	390円	820円
	利用者負担段階 第2段階以外の方	利用者負担 第3段階	650円	1310円
第1・第2・第3段階いずれにも 該当しない人(減額対象外)		利用者負担 第4段階	1800円	2840円

○利用者負担 第1段階

- 世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方。
- 生活保護受給者の方

○利用者負担 第2段階

世帯全員が市町村民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方。
(課税年金:障害年金や遺族年金などは非課税ですので、これには含みません。例えば遺族年金のみの収入の方は、収入額は0円となります。)

○利用者負担 第3段階

世帯全員が市町村民税非課税で、利用者負担第2段階に該当しない方。

※当該申請(更新)に係る手続きは当施設が代行致します。

《別途料金》

※該当するものについて左記金額に加算されます。

- | | | | |
|----------------|-----------|-------------|-----------------------|
| ①日常生活継続支援加算 | 46円/日 | ⑪経口維持加算(Ⅱ) | 100円/月 |
| ②介護職員処遇改善加算(Ⅰ) | 総単位数×8.3% | ⑫口腔衛生管理体制加算 | 30円/月 |
| ③看護体制加算(Ⅰ) | 4円/日 | ⑬口腔衛生管理加算 | 90円/月 |
| ④夜勤職員配置加算(Ⅱ) | 18円/日 | ⑭療養食加算 | 6円/回 |
| ⑤福祉施設外泊時費用加算 | 246円 | ⑮再入所時栄養連携加算 | 400円/回 |
| ⑥福祉施設初期加算 | 30円/日 | ⑯褥瘡マネジメント加算 | 10円/月 |
| ⑦個別機能訓練加算 | 12円/日 | ⑰看取り介護加算(Ⅰ) | 死亡日 1,280/日 |
| ⑧栄養マネジメント加算 | 14円/日 | | 死亡日以前4日以上30日以下 144円/日 |
| ⑨経口移行加算 | 28円/日 | | 死亡日の前日又は前々日 680円/日 |
| ⑩経口維持加算(Ⅰ) | 400円/月 | | |